

# 宇和島市教育委員会会議録

令和5年11月定例会

令和5年11月21日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 令和5年11月定例会 会議録

1. 開会日時 令和5年11月21日（火） 午後4時00分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 金瀬 聡  
教育委員）木下 充卓、高山 俊治、浅井 敬司、  
田村 裕子、中島 玲子
4. 欠席者 なし
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 面川 啓之、  
学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、  
文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、  
学校給食センター所長補佐 薬師寺 宜彦  
伊達博物館長 橋本 宏司、  
  
教育総務課課長補佐 薬師神 司、同課総務係長 山口 真史
6. 付議事件  
報告第27号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)  
議案第35号 宇和島市教育委員会の事務に関する点検評価について  
議案第36号 宇和島市学校給食費に関する条例

### 7. 説明及び報告事項

- (1) 津島町岩松の重要伝統的建造物群保存地区の選定にかかる答申について

### 8. 会議概要

#### (1) 会議成立の報告

##### ○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

## (2) 開会宣言・教育長報告（午後 4 時 00 分）

### ◎教育長

それでは、ただいまより令和 5 年 11 月定例教育委員会会議を開催します。

先週、教育委員の皆様と学校教育課課長補佐と共に、岐阜市立草潤中学校、岐阜市立方県小学校、岐阜市立境川中学校、岐阜市教育委員会を視察してまいりました。

A 4 の資料を 1 枚配付しています。この資料は、方県小学校の松岡校長の前任校である岐阜市立則武小学校の取組について掲載しているホームページの一部です。

松岡校長は「学び合い」と「自由進度学習」、「異学年の混成学級」の取組みをされています。

先生が教えるという授業の改善も、それまでは校長自身が力を入れてきた中で、コロナ禍で学校が一斉休業になった時に、児童が自分の力で学んでいくことができずに、保護者からは「プリントを出してほしい」といった声もあり、児童・生徒が主体に学べる力をつけてあげないといけないという気づきから始まったとおっしゃっていました。

私自身もコロナ禍にそう思いましたし、学校教育課課長補佐から報告はあると思いますが、事務局の皆様とも取り急ぎ共有しておきたいと思います。

松岡校長の説明にあった、これまでの学びとこれからやらなければいけない学びはこういうことだと示された典型的なスライドはこれかと思っています。

中身を読んでみます。

「これまでの学びは、教師主導型の一斉授業だった。決められた場所、学年で、みんなが同じ目標で、みんなが同じ内容で、みんなが同じペースで、一斉に言われたとおり学ぶスタイルだった。これから求められる児童・生徒にとっての学びというのは、居場所や学年、時間の制約を必ずしも受けず、自分の個人目標と選択をもとに、一人ひとり違う内容で、一人ひとりが違うペースで、自分で、時に協力して、自分から学ぶ」ということを力説されていました。

草潤中学校では、生徒が安心できる場所、そして、信頼できる大人がいる状況を作ることが第一歩だということが非常に印象的でした。

宇和島市においても、先進的な取り組みをしているところから学べることは大いに学び、生かしていけることは生かしていきたいと強く思いました。

## (3) 付議事件

### ◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議案ですが、報告第 27 号については、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

### ◎全委員

—挙手—

◎教育長

挙手全員ですので、報告第 27 号については非公開で審議いたします。

それでは議案第 35 号を事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第 35 号 宇和島市教育委員会の事務に関する点検評価についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用をして点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されています。

今回、別添のとおり、令和 4 年度事業について点検・評価結果をまとめましたので、ご審議いただきたいと考えています。

別添資料の説明を、各課から行います。

別添報告書の 2 ページ、目次をご覧ください。

網掛けの「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 教育委員会の活動状況」は教育総務課で、網掛けの「Ⅲ 各基本方針・基本施策の点検・評価」は、各課でポイントを絞って説明をします。

5 ページをご覧ください。「Ⅰ はじめに」の部分です。

「1 趣旨」はさきほどの法の規定を趣旨としてまとめたものです。

「2 点検・評価の対象」です。

点検評価の対象としまして、下の表にありますように、本市の教育振興基本計画に掲げる基本方針、基本施策の項目としています。

「就学前・学校教育分野」では基本方針が 6 項目。

次の 6 ページをご覧ください。

「生涯学習分野」の基本方針が 3 項目、「文化芸術分野」が 3 項目、「スポーツ分野」が 4 項目、「人権同和教育分野」が 2 項目の合計 18 項目の基本方針を挙げており、基本方針を実現するため、右側の各種の基本施策をそれぞれ展開していくといった構成となっています。

7 ページをご覧ください。「3 点検・評価の方法」です。

まずは、事務局の関係各課で、基本施策毎に主な取組、成果・課題と今後に向けた取組方針、成果指標など自己評価を行いました。

その後、11 月 6 日、2 名の学識経験者による各課ヒアリングを行い、意見をいただいたものとなっています。

続きまして、「Ⅱ 教育委員会の活動状況」です。

昨年度は、教育長と教育委員 5 名の、計 6 名体制で実施をしています。

次が、教育委員会会議の開催状況で、昨年は 13 回の開催状況と 139 の案件の付議状況となっています。

このほか、教育委員の皆様の教育委員会会議以外の活動実績です。

9 ページをご覧ください。各種行事・大会の後援や共催の実績で、78 後援、1 協賛、140 共催を行っています。

続きまして、「Ⅲ 各基本方針・基本施策の点検・評価」の内容です。

基本方針の達成には着実な執行が重要であるため、PDCAサイクルで検証、評価を行うこととしており、自己評価をSからDの5段階で総合評価を行っています。

10 ページから 12 ページまでが、基本方針毎の「総合評価」となっています。

これから各課個別の説明に移ります。

教育総務課は、「就学前・学校教育分野」から、「基本方針2 資質・能力を育む教育の推進」「基本施策4 特別支援教育の充実」の項目を説明します。

当課は関係課の1つとして、ハード面から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を充実させることとして携わっています。

去年は、主な取組、成果として、三浦小学校と畑地小学校の2校と連携し、特別支援学級への空調整備を行っています。

29 ページの課題にもありますが、特別支援学級の新設の決定が例年、年末から年明けとなるので、対象の児童・生徒に合わせた「施設改修や設備整備」を速やかに行う必要がありますが、大規模な改修の場合は、工事に相当の期間が必要となるというジレンマがあります。

30 ページをご覧ください。

学識経験者の意見の4番目をご覧ください。

こちらの意見でも、それぞれの立場の連携協力を強調されており、「ハード面ソフト面でも学校と連絡を密にして支援してほしい」とありますので、引き続き、特別支援担当や学校現場とも連携し、早期の対応ができるように取り組みたいと考えています。

教育総務課は以上です。

#### ○学校教育課長

37 ページをご覧ください。

学校教育課は、「就学前・学校教育分野」から「基本方針3 豊かな心を育む教育の推進」、「4 生徒指導・教育相談の充実」を説明します。

38 ページをご覧ください。

成果内容にもありますように、去年の10月から「キモチまじわうトコロ相談ポスト」事業も運用し、児童・生徒の悩みをいち早くキャッチし、学校教育課と学校が連携し対応することで、生徒指導、教育相談を充実させる一助となっています。

さらに、県からの委託事業としまして、城東中学校に校内サポートルームを設置し、学級に入室しづらい生徒の受け皿として、また多様化する学びの場の確保する上で、効果的な取組となっています。

40 ページをご覧ください。

学識経験者の意見の4番目をご覧ください。

「全国的に不登校児童生徒が増加している現状を考えると、『キモチまじわうトコロ相談ポスト』事業や『城東中サポートルーム』の運用は、大変よい取組だと思う。今後を期待したい」という意見をいただきました。

本市においても不登校児童生徒が増加しているということを考えると、このような取組を継続し、より一層、効果的な取組へと充実させることが重要であると考えています。

#### ○生涯学習課長

72 ページをご覧ください。

「生涯学習分野」としましては、「基本方針2 学校家庭地域の連携による地域づくり」の取組について説明します。

「学校と家庭と地域の連携」を推進するために実施する施策として、「地域学校協働活動」、「放課後子ども教室」、「うわじま土曜塾」、「家庭教育支援事業」、防災意識を高める学習・啓発を地域住民とともに進める「地域防災教育」に取り組んでいます。

成果指標として、各事業への参加者・利用者の人数を掲げていますが、令和4年度実績値との比較においては、地域学校協働活動は目標を達成、土曜塾は現状維持、一方で対面が基本となる家庭教育支援事業については、コロナ禍の影響もあり、大きく落ち込んでいる状況です。

総合評価はB判定、目標どおりの成果を上げたものとしています。

全ての事業が、新型コロナウイルスの影響により、思うような事業展開ができなかったという事情はあるものの、その影響がなくなった令和5年度以降の事業展開については、いよいよその真価が問われますので、今後はより充実した取組を進めていきます。

#### ○文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課は、82 ページから 101 ページの「文化芸術分野」と 102 ページから 118 ページの「スポーツ分野」が該当します。文化芸術分野は3つの基本方針についての点検・評価報告、スポーツ分野については4つの基本方針についての点検・評価報告があります。

「文化芸術分野」は、人材の育成や担い手の発掘・育成などが大きな課題です。ご指摘やご意見をいただいております、喫緊の課題だと認識しています。できるだけ子どもたちへ、文化芸術に対する啓発やふれあう機会を高め、長い取り組みをしていくしかないと考えています。

また、文化協会などの支援についても、新たな動きや新たな人材へアンテナを張っておくことが大切だと考えています。

文化財の活用や伝承については、国の文化財のみならず保存、保全を心がけていきます。文化施設の入館者数については、新型コロナウイルス感染拡大からの回復

は唯一、宇和島城天守が顕著ですが、それ以外の施設も創意工夫により回復に努めていきます。

「スポーツ分野」については、すべての施設で新型コロナウイルスの影響を受け、目標に達していません。こちらは今年度以降の傾向を注視していきたいと思います。本市で企画している大会への参加者も同様に、今後の回復を注視していきたいと思います。「みる」「みせる」スポーツの充実に関しては、様々な全国大会の誘致を行い自己評価同様、高い評価を受けています。

引き続き、すべての分野での効率的な事業推進に努めていきたいと思います。

#### ○伊達博物館長

伊達博物館は、82 ページからの「文化芸術分野」の3つの基本方針のうち、「3 市民が誇れる歴史文化の継承」について、説明します。

93 ページをお願いします。

「現状と課題」の4番目にも記載していますが、現伊達博物館は築40年以上が経過し、経年劣化も著しいことから、耐震性やバリアフリーに対応した、新たな博物館として、歴史文化の発信や観光の拠点となるよう、改築事業を進めているところです。

成果指標としては、博物館への入館者数を掲げています。記載の目標値は、令和9年春開館予定の新伊達博物館における数値としているため、現博物館の入館者数とは大きな隔たりがあります。

入館者は、一時期と比べると、コロナ影響も和らぎ、増加傾向にありますが、今後とも、より魅力のある展示と効果的な広報・周知が必要であると考えているところです。

101 ページをお願いします。

学識経験者の意見の4番目にもあるように、博物館改築事業については、今後も引き続き、市民の皆様へ丁寧な情報発信に努めていきます。

#### ○人権啓発課長

「人権・同和教育分野」では、「人権・同和教育及び啓発の推進」と「人権擁護及び相談体制の充実」の2つの基本方針のもと、「人権・同和教育の推進」等、3つの基本施策を行いました。

122 ページをお願いします。

その中で「基本方針1 人権・同和教育及び啓発の推進」、「1 人権・同和教育の推進」について説明します。

当課では、互いの多様性を認め合い、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、全ての人の人権が尊重される市の実現を目指し、市民人権講座・講演会、教職員・市職員等へ指導者養成研修、研究大会等を実施しました。

大きな取組としては、令和2年度から3年間、文部科学省の指定を受け三間地域で人権教育総合推進地域事業を実施しました。この事業は、家庭・学校・地域が一

体となった総合的な取組により、地域全体で誰一人として取り残さない人権教育・啓発の充実のために調査研究を行うもので、幼保・小中高等学校、団体関係者が一堂に集まる連携会議の開催や小中高等学校までの系統的なカリキュラムの作成等の事業を実施し、幼保、小中高・地域・家庭・行政との連携が深まり、人権・同和教育を推進するための体制が整ったと思っています。

ただ、今回の事業は、主に三間地域において取り組んだもので、学識経験者のご意見でもありますが、この成果が全市的な取組となるよう、それぞれの地域の実情にあった方法を検討する必要があると思っています。

今後も全ての人の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせる宇和島市の実現のため、人権・同和教育及び啓発に取り組んでいきたいと思えます。

#### ○学校給食センター所長補佐

45 ページをご覧ください。学校給食センターは、「就学前・学校教育分野」から「基本方針4 健やかな体を育む教育の推進」「3 食育・健康教育の推進」を説明します。

46 ページをご覧ください。主な取組にもあるように、地産地消の推進と児童・生徒に地元食材の関心を深めてもらうことを目的に、地元産食材を使用した学校給食を、定期的に提供するよう努めています。

地元産食材を使用した給食1食につき50円を上限に、学校給食を運営する学校及び団体（学校給食会）に補助を行っています。

また、地元産養殖魚（真鯛、鰯）を使用した給食を提供した場合は、その購入に係る費用を補助しています。

47 ページをご覧ください。学識経験者の意見にもあるように、児童・生徒の健康面で、学校給食は大切な役割を果たしているため、これからも栄養バランスの取れたおいしい給食の提供を心がけるとともに、地元産食材を使用した学校給食の提供に努めていきます。

#### ○教育総務課長

以上で全課の報告が終わりましたので、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

#### ◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

#### ◎教育長

概ね評価していただいているのかと思いますが、特に成果指標については、結果どうだったか（アウトカム）を押さえないとも考えています。

何をしたか、何人参加したか、というその出力（アウトプット）で、評価する部



分が多くなっていますが、ここから先、一番大きな問題は、基本理念にも書いていますが、一人一人の児童・生徒、そして市民が幸福に向かえるような学びができているか、地方創生に繋がる取組ができているか、という結果に繋がるのがポイントだと思いますので、それぞれのジャンルで、今後取り組むべき一番大きな課題は何かということも、来年度以降の施策の立案、実施に生かしていきたいと思っております。

◎教育長

それでは議案第 35 号について採決に移ります。

原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 35 号は原案どおり可決いたします。

議案第 36 号について事務局から説明をお願いします。

○学校給食センター所長補佐

「宇和島市学校給食費に関する条例」について説明します。

学校給食費の公会計方式への移行については、これまでに取組の概要について、説明しているところですが、令和 6 年 4 月 1 日から、学校給食費を本市で徴収、管理することに伴い、本市が実施する学校給食に係る学校給食費に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

条例の主な内容は、条例の趣旨、用語の定義、学校給食の実施及び給食費の徴収等に関する基本的事項を規定するものとしています。

なお、学校給食費の徴収方法等の詳細については、別途、教育委員会規則で定めることとしています。

ご承認、よろしくをお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎木下委員

附則に定める「この条例を施行するために必要な準備行為」とは、どのようなものですか。

○学校給食センター所長

準備行為については、給食費引き落とし用の保護者口座の登録作業を想定しており、施行日である 4 月 1 日までに準備を進めたいと考え、そのような表記にしています。

◎教育長

そのほかございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは議案第 36 号について採決に移ります。

原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員で議案第 36 号は原案どおり可決いたします。

続きまして、次は非公開の案件の審議となります。

◎教育長

報告第 27 号を上程する。

<報告第 27 号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、“説明及び報告事項”に移ります。(1) 津島町岩松の重要伝統的建造物群保存地区の選定にかかる答申について、事務局から説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

この件については、地区の保存活用計画の策定や告示行為など教育委員の皆様に報告、審議していただきましたが、いよいよ今週末に国の文化審議会が文化庁に対して、岩松地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定するように答申を出すことになりましたので、報告します。

これにより全国で 127 地区目、愛媛では内子、西予宇和に続き 3 地区目です。四国では、徳島県が 3 地区、香川県で 1 地区、高知県が 2 地区のそれぞれの特徴のある町が選定されています。津島町岩松は、港町と宿場町の性格を持っていることで

「在郷町」となります。

まちづくりに文化財としての格をいただきましたので、今後とも引き続き、住民の皆様と一緒にやっていきたいと思えます。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎田村委員

昨日 20 日に地域の回覧版にて、お知らせをいただきました。

また 24 日には津島支所で懸垂幕も掛かるお知らせもありました。

今後の問い合わせ窓口は文化・スポーツ課でよろしいですか。

○文化・スポーツ課長

津島支所の津島教育係でも良いですが、文化財のことに関しましては、文化・スポーツ課の担当としています。

◎田村委員

外部からの問い合わせは、文化・スポーツ課にあると思うのですが、選定地区の住民の方は、津島支所に問い合わせをすることもあると思えます。そういった場合には、連携いただけたらと思えますので、お願いいたします。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

(5) その他

ーなしー

(5) 閉会宣言 (午後 4 時 45 分)

◎教育長

それでは以上もちまして、11 月定例の教育委員会会議を閉会いたします。